

西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金交付要綱

令和2年8月17日

西予市告示第130号

(目的)

第1条 この告示は、西予市の森林を整備、経営する現場に携わり、森林を守り育てるフォレストワーカーの育成、労働力の確保及び労働安全衛生等の充実を図るため、予算の範囲内で西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者、補助対象経費及び補助金等)

第2条 事業種目及び交付対象者及び交付要件は、別表第1のとおりとする。

2 補助対象経費及び補助金額は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に別表第3に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金変更承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容

(2) 補助金交付決定額の増減

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第7条 市長は、実績報告書を受理した場合は、その内容を精査し、必要に応

じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第10条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第11条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて調査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の指令を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 事業の実施方法が不適當であると認められたとき。
- (4) 移住者支援事業(移住支援金)において、交付要件を満たす新規雇用者(以下「新規雇用者」という。)が西予市への転入日から起算して3年以内に市外へ転出((住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく市の住民基本台帳から異動。以下同じ。)した場合。
- (5) 移住者支援事業(移住支援金)の認定林業事業体申請分において、新規雇用者が西予市への転入日から起算して3年以内に要件を満たす職を辞した場合。
- (6) 移住者支援事業(移住支援金)の地域おこし協力隊申請分において、雇用契約日から起算して1年以内に、地域おこし協力隊の職を辞した場合。
- (7) 新規就労者支援事業(就業支度金)において、雇用契約日から起算して1年以内に就業支度金の要件を満たす職を辞した場合又は市外へ転出した場合。
- (8) 新規就労者支援事業(就業一時金)において、新規雇用者が雇用契

約日から起算して3年以内に一時金の要件を満たす職を辞した場合又は市外へ転出した場合。

(9) 自伐林家安全対策支援事業において、補助金の申請日から起算して1年以内に、林業以外の職業へ転職又は廃業した場合。

(10) 前各号に掲げる場合のほか、この事業の実施について不正があると認められたとき。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出等についての証拠書類等を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類等は、事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年西予市告示第154号)

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和4年西予市告示第72号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年西予市告示第83号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年西予市告示第146号)

この告示は、令和5年7月30日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則(令和5年西予市告示第178号)

この告示は、令和5年10月2日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則(令和6年西予市告示第52号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年西予市告示第60号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

事業種目	交付対象者	交付要件
移住者支援事業	西予市内の認定林業事業体(林業労働力の確保の促進に関する法律(平成 8 年法律第 45 号)第 5 条第 3 項の規定により愛媛県知事が認定した事業体をいう。(以下「認定林業事業体」という。))	・ 交付対象者が次の要件に該当すること。ただし、移住支援金については、雇用契約日から 1 年以内の申請であること。 (1) 愛媛県林業労働力確保支援センターの求人希望会員登録を行い、同センターの求人サイト「林業求人・求職情報広場」に求人情報を掲載していること。 ・ 交付対象者が新規雇用契約する者が、次の要件すべてに該当すること。 (1) 申請日において西予市に住所を有すること(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定に基づく市の住民基本台帳に登録されている者に限る。以下同じ。))。 (2) 雇用契約日の属する年度末において 55 歳未満であること。 (3) 移住等に関する要件 ア 移住先に住民票を移す直前に、連続して 5 年以上市外に在住していたこと。 イ 雇用契約日から起算して 3 箇月以内の転入であること。 ウ 雇用契約日から起算して 3 年以上、継続して市内に居住する意思を有していること。 (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (5) 日本人であること又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 (6) 就業に関する要件 ア 勤務先が市内に所在すること。 イ 交付対象者となる認定林業事業体が、3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務

		めている事業体でないこと。 ウ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 エ 交付対象者に常用雇用労働者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者等で1週間の所定労働時間が30時間以上のものをいう。)の伐採等現場作業に従事するものとして現在も雇用されていること。 オ 雇用契約日から起算して3年以上、継続して勤務する意思を有していること。
	西予市地域おこし協力隊制度により雇用される者 (ただし、別表第2に掲げる移住支援金のみ対象とする。)	交付対象者は次の要件すべてに該当すること。 (1) 申請日において西予市に住所を有し、地域おこし協力隊員であること。 (2) 移住等に関する要件 ア 地域おこし協力隊の応募要件を満たしていること。 イ 転入日から起算して3箇月以内の申請であること。 ウ 転入日から起算して3年以上、継続して市内に居住する意思を有していること。 (2) 就業に関する要件 ア 研修先が認定林業事業体であること。 イ 研修先の認定林業事業体が3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている事業体でないこと。
新規就労者 支援事業	認定林業事業体	交付対象者が新規雇用契約する者が、次の要件すべてに該当すること。 (1) 申請日において西予市に住所を有すること。 (2) 交付対象者に常用雇用労働者(雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者等で1週間の所定労働時間が30時間以上のものをいう。)の現場作業に従事するものとして現在も雇用されていること。 (3) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (4) 雇用された年度末において55歳未満であるこ

		と。 (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (6) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 (7) 雇用契約日から起算して3年以上継続して勤務する意思を有していること。 (8) 過去に同等の補助金等を国・県・他市町村から受けていないこと。 (9) 就業支度金については、雇用開始から1年以内の申請であること。 (10) 就労一時金については、雇用契約日から起算して就業6箇月経過し満3年となる日までの申請であること。
自伐林家安全対策支援事業	西予市自伐林家ネットワークに属する者	西予市自伐林家ネットワークに属する者であって次の要件を満たすこと。 (1) 当該年度中に森林整備を計画していること。
新規就労者確保支援事業	認定林業事業体	交付対象者が新規雇用契約する者が、次の要件すべてに該当すること。 (1) 雇用契約日から起算して3年未満の新規就労者（当該申請年度の9月30日時点において採用している者に限る。）であること。 (2) 造林及び伐採搬出等の現場作業に年間150日以上従事する者であること。ただし、年間の現場作業従事日数は、事業実施年度の4月1日から3月31日までの1年間に従事した日数（年度途中での採用の場合は、按分し150日以上であれば該当）とする。

別表第 2 (第 2 条関係)

補助対象経費及び補助金額等

事業種目	補助対象経費	補助金額
移住者支援事業	市外からの転入に要する経費等	
	1 移住に要する経費(賃貸住宅諸費用、引越費用等)	1 移住支援金 県内からの転入者 200 千円 県外からの転入者 400 千円
	2 住宅に要する経費	2 住宅支援金 1 ヶ月につき、家賃の額又は 20 千円のうちいずれか少ない額(36 ヶ月以内)
新規就労者支援事業	1 就業に要する経費(下表「補助対象とする標準品目」に掲げる品目の購入にかかる経費)。	1 就業支度金 300 千円 ※購入金額が 300 千円未満の場合は領収書の金額
	2 就業一時金	2 就業一時金 500 千円
自伐林家安全対策支援事業	自らが林業作業を行う林業従事者への労働安全に資する装備品の装備に要する経費。 補助対象とする装備品は下表「補助対象とする標準品目」に掲げる品目。	取得価額の 2 / 3 (消費税抜) 補助額上限 6 万円 同一品年度内 1 回
新規就労者確保支援事業	就労 3 年未満の新規就労者の給与等(基本給、賞与、各種手当)に要する経費	補助対象経費に 1/4 以内を乗じて得た額 (1,000 円未満切り捨て)

補助対象とする標準品目

品 目 名
(1) 安全ヘルメット、安全ズボン、安全ブーツ、安全ベルト、ウェザースーツ(防湿防水服)、チェーンソー切創防止用保護衣、空調服、防振手袋、保護眼鏡、防塵ゴーグル、イヤーマフ、くさび、耳栓、防蜂網、すねあて、呼子(笛)、腰痛予防器具、電熱式防寒服
(2) その他新規就労者支援事業のみ、交付対象者が新規雇用者に必要と認める装備品

※厚生労働省「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(令和 2 年 1 月 31 日改正) 4 保護具等に記載の各事項を満たすもの

別表第3（第3条関係）

事業種目	添付資料
移住者支援事業 （認定林業事業体分）	（1）新規雇用者の住民票 （2）新規雇用者の戸籍附表（※移住支援金のみ添付） （3）新規雇用者の就労証明書または雇用契約書 （5）同意書（様式第1号別紙）
移住者支援事業 （地域おこし協力隊分）	（1）住民票 （2）本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等の写し） （3）雇用契約書または採用通知書 （4）同意書（様式第1号別紙）
新規就労者支援事業	（1）新規雇用者の住民票 （2）就労証明書または雇用契約書 （3）装備品の見積書 （4）同意書（様式第1号別紙）
自伐林家安全対策支援事業	（1）本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等の写し） （2）装備品の見積書
新規就労者確保支援事業	（1）新規雇用契約者の就労証明書または雇用契約書 （2）基本給、賞与、各種手当の支払予定が分かるもの

様式第 1 号(第 3 条関係)

西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金交付申請書

年 月 日

西予市長 様

住 所
氏 名

(認定林業事業体の場合は事業体名)

年度西予市フォレストワーカー確保対策事業を下記のとおり実施したいので、西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 事業種目

2 補助金申請額 金 円也

3 事業実施計画

(1)雇用契約日又は事業実施予定日 年 月

(2)内訳

交付対象者又は 新規雇用（契約）者	補助対象経費内訳	金 額

※事業ごとに別表第3に掲げる必要な資料を添付すること。

(別紙)

同意書

私は、西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金交付要綱の申請に関し、以下のことに同意いたします。

1 西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金交付要綱を理解し、交付要件を守り、違反した場合には速やかに報告すること。

2 本補助事業に関して、交付要件の遵守のため、西予市が必要に応じて国、県、他市町、また西予市で保有する情報を確認すること。

年 月 日

西予市長 様

交付対象者
住 所

氏 名
新規雇用者
住 所

氏 名

様式第2号(第5条関係)

西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

西予市長 様

住 所
氏 名

(認定林業事業体の場合は事業体名)

年 月 日付け西予市指令 林第 号をもって補助金交付決定の通知があった標記事業について、下記のとおり変更したいので、西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業種目

2 交付決定通知額

変 更 前

変 更 後

3 変更の理由

(1) 変更 (予定) 日 年 月

(2) 変更内訳

[illegible]

※事業ごとに必要な資料を添付すること。

西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金実績報告書

年 月 日

西予市長 様

住 所
氏 名

(認定林業事業体の場合は事業体名)

年 月 日付け西予市指令 林第 号をもって補助金交付決定の通知があった標記事業の実績について、西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業種目

2 交付決定通知額

3 事業実績

(1)完了日 年 月

(2)実績内訳

交付対象者又は 新規雇用（契約）者	補助対象経費内訳	金 額

※購入品目の領収書等金額がわかる書類及び購入品目の写真を添付すること（但し、移住支援金及び就業一時金については不要）。

※新規就労者確保支援事業については、出役簿等日数が分かるもの及び給与明細等金額が分かるものを添付すること。

西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金請求書

年 月 日

西予市長 様

住 所
氏 名
(認定林業事業体の場合は事業体名)

年 月 日付け西予 第 号により補助金交付額の確定通知のあった西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金について西予市フォレストワーカー確保対策事業費補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

一金	円也
内訳 交付確定通知額 金	円也
今回請求額 金	円也

支 払 方 法	金融機関名	
	口座種別	
	口座番号	
	口座名義人	